

熊本大学研究データポリシー

令和6年12月19日 教育研究評議会決定

熊本大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを理念として掲げている。

研究データを適切に管理し、広く公開することは、本学の研究活動の実現・発展のため不可欠であるだけでなく、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に寄与するものである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進するために、熊本大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報（数値、画像、テキスト、有体物等）を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

（研究者の定義）

2. 本ポリシーが対象とする研究者とは、本学の役員、教職員、大学院生等、本学における研究活動に従事する全ての者を指す。

（研究者の役割）

3. 研究者は、自らが収集・生成した研究データの管理を行う権限と責務を有する。
4. 研究者は、研究データの価値を守るため、また、研究活動の透明性・公正性を示すため、関係する法令及び学内規則、研究倫理その他これに準ずるものに従って、それぞれの研究分野の特性等を考慮し、適切に研究データを管理し、可能な範囲でのデータの公開、利活用の推進を実施する。

（大学の役割）

5. 本学は、研究者が行う研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を行う。

（その他）

6. 本ポリシーの趣旨を尊重した上で、部局等内の分野の特性等に応じて、研究データの管理・公開・利活用に関して独自の規程等を策定することは、これを妨げない。
7. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。